

習志野市立東習志野小学校
校長 藤本 真由美

天候悪化への対応について

天候が悪化した場合は、原則として以下のように対応します。保護者の皆様の御理解、御協力をお願いします。

1 前日までの対応について

(1) 給食の有無につきましては、前日（休日が入る場合は休前日）9：00までに、校長会と教育委員会学校教育課とで協議し、決定します。

※給食食材納品中止の都合上、給食の有無は、この段階で決定されます。

(2) 翌日の対応につきましては、前日12：00（正午）に、校長会と教育委員会学校教育課とで協議し、決定します。

(3) 御家庭には以下の方法で連絡します。

① 児童を通じて、文書で連絡します。

② 前日13:00(午後1時)以降 **学校から、さくら連絡網メールを送信します。**

※休日の場合は、②のみの対応となります。

《連絡する内容について》

- ・明日は「臨時休業です。」
- ・明日は「登校時刻を変更し、〇〇時登校です。」
- ・明日は「通常通りの登校です。」
- ・明日は「給食はなく、弁当持参です。」

[当日小学校が臨時休業(休校)・一部休業となった場合]

<放課後児童会・子供教室の対応>

○放課後児童会・子供教室は、当日の8:00(午前8時)の開設に向けて準備を行います。

※放課後児童会の支援員が到着するまでは、児童は校内で預かります。

○給食中止となっている場合は、弁当を持たせてください。

○登室する場合は、必ず保護者の付き添いをお願いします。

2 当日朝の対応について

(1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校です。また、前日に「一部休業」または「通常通り」と連絡したものの、6：00の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また市に土砂災害警戒情報が発表されている場合は、自宅待機とします。

- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった場合は、各学校からさくら連絡網メールが送信されます。そのメールには、登校を可能とする時刻や授業開始時刻が明記されます。
- (3) 10:00の時点で、引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は、臨時休業とします。この場合もさくら連絡網メールが送られます。

3 当日の朝、登校について保護者の判断を可とする場合

◎下記(1)～(3)の場合には、臨時休業とはしませんが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とします。

○気象情報(警報等)が発令されているかどうかの確認は、保護者が行ってください。

○保護者の判断により登校を見合わせた場合には、「出席停止・忌引」に該当するため、遅刻・欠席にはいたしません。

▽気象情報の地域区分は気象庁のホームページによります。

(「習志野市は、単独で「二次細分区域」になります。また、習志野市は「市町村をまとめた地域」の東葛飾に含まれます。)

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報・洪水警報だけが発令されている場合。
- (2) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (3) その他 通学路において、安全が確保されていない場合。

4 給食の対応

給食が中止となった場合も、必要な給食費は徴収させていただきます。

5 児童の在校時の下校についての措置

児童が在庫しているときに警報・注意報が発令されているため、またはそのような事態が予測されるため、下校時刻等を変更しなければならない場合は、各中学校区で情報交換の上、各校で決定します。

なお、校外学習から帰校後に荒天だった場合も、児童の安全が十分確保されるまで下校を遅らせるなどの措置をとります。

これらのことは、学校から、さくら連絡網メールを送信します。